

平成 28 年 4 月 19 日

各 位

いちごグループホールディングス株式会社（呼称 いちご）

代 表 者 代表執行役会長 スコット キャロン
（コード番号 2337 東証第一部）

問 合 せ 先 常務執行役管理本部長 吉松 健行
（電話番号 03-3502-4818）

www.ichigo.gr.jp

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016 年 5 月 29 日開催予定の当社定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本日付発表の「当社および子会社の商号変更、ならびに経営理念策定のお知らせ」に記載のとおり、国内外における「いちご」ブランドの訴求を目的として、2016 年 9 月 1 日付（予定）で商号を「いちご株式会社」に変更するものです。なお、英文表示は「Ichigo Inc.」より変更はありません。（変更案第 1 条および新設案第 44 条）
- (2) 当社は日本社会の一員として、国民のために果たすべき役割を経営理念として

日本を世界一豊かに。

その未来へ心を尽くす一期一会の「いちご」

と定め、商号の由来である「一期一会」の心得のもと、この実現を最大の目標とすることとし、定款に定義するものです。（変更案第 1 条の 2）

- (3) 今後の事業展開に備え、新たな事業目的を追加するものです。（変更案第 2 条）
- (4) 2015 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役についても責任限定契約を締結出来ることとなったため、当社の事業領域における専門性に優れた人材を継続的に招聘していくことを目的として、責任限定契約に関する規定を変更するものです。（変更案第 27 条）

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです（下線部は変更部分を示します）。

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>いちごグループホールディングス株式会社</u> と称し、英文の表記を Ichigo Inc. と表示する。 (新設)	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>いちご株式会社</u> と称し、英文の表記を Ichigo Inc. と表示する。 (経営理念) <u>第 1 条の 2</u> <u>当社は、日本社会の一員として、国民のために果たすべき役割を経営理念として次の通り定め、商号の由来である「一期一会」の心得のもと、この実現を最大の目標とする。</u> <u>日本を世界一豊かに。</u> <u>その未来へ心を尽くす一期一会の「いちご」</u>

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とし、<u>一期一会の理念のもと、全てのステークホルダーの皆様の豊かな未来のために、「安心」を創造し、「誠実」に経営する。</u></p> <p>(1)～(12) (条文省略)</p> <p>(13) 商業施設、宿泊施設、娯楽施設、飲食店、駐車場、スポーツ施設、福祉施設、医療施設、熱供給施設等の所有、管理、運営及び賃貸借</p> <p>(14)～(19) (条文省略)</p> <p>第3条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除及び<u>社外取締役</u>との間の責任限定契約)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第28条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(12) (現行どおり)</p> <p>(13) 商業施設、宿泊施設、娯楽施設、飲食店、駐車場、スポーツ施設、福祉施設、医療施設、熱供給施設、<u>社会基盤施設等の開発、所有、管理、運営及び賃貸借</u></p> <p>(14)～(19) (現行どおり)</p> <p>第3条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除及び<u>取締役</u>との間の責任限定契約)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第28条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(<u>効力発生日</u>)</p> <p>第44条 <u>第1条の変更は、2016年9月1日にその効力を生じるものとする。なお、本条は、上記の効力発生をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2016年4月19日(本日) |
| (2) 定時株主総会決議日 | 2016年5月29日(予定) |
| (3) 効力発生日 | 2016年5月29日(予定) |

以上